



三重県公報

令和3年7月6日 (火)

第 223 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
122	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
告 示			
460	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	2
461	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
462	同伴	(同)	4
463	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	5
464	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(出納局)	5
選 管 告 示			
29	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	6
30	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	7
31	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	7
32	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	7
33	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	8
34	公職選挙法第161条第1項第3号の施設に変更があった旨の報告	(同)	8
35	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	9
公 告			
	令和3年度行政書士試験の実施	(法務・文書課)	9
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	11
	同伴	(同)	11
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	12
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	12
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	12
	同伴	(同)	15

規 則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年七月六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第百二十二号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請書)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂条例第十二条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類(第十五条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあつては、第十五号に掲げる書類を除く。)とする。</p> <p>1 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)</p> <p>二〇二五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(水質調査等の方法)</p> <p>第二十一条 土砂条例第二十一条第一項の水質調査は、土砂等の埋立て等を開始した日から六月に一回、別表第四の上欄に掲げる項目ごとに、<u>土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定して行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の申請書)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂条例第十二条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類(第十五条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあつては、第十五号に掲げる書類を除く。)とする。</p> <p>1 申請者の住民票(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)の写し</p> <p>二〇二五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(水質調査等の方法)</p> <p>第二十一条 土砂条例第二十一条第一項の水質調査は、土砂等の埋立て等を開始した日から六月に一回、別表第四の上欄に掲げる項目ごとに、<u>排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号)により測定して行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 460 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和3年7月6日

三重県知事 鈴木英敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

大川 晴義